

屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年12月20日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年11月2日	右京区	梅ヶ畑古田町			1	平成24年11月2日
		梅ヶ畑中田町			1	
平成24年11月6日	右京区	宇多野法安寺町			1	平成24年11月6日
		鳴滝中道町			1	
		梅ヶ畑向ノ地町			1	
		西京極北衣手町			4	
平成24年11月13日	左京区	岡崎西天王町			1	平成24年11月13日
	右京区	太秦小手角町			1	
	伏見区	醍醐和泉町			1	
平成24年11月16日	山科区	北花山中道町			2	平成24年11月16日
	伏見区	醍醐和泉町			1	
平成24年11月20日	伏見区	石田森南町			1	平成24年11月20日
		醍醐構口町			2	
平成24年11月27日	伏見区	醍醐勝口町			2	平成24年11月27日
		桃山町丹後			2	
平成24年11月30日	東山区	福稲高原町			3	平成24年11月30日
		福稲川原町			3	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)